

長野県中小企業融資制度のご案内

経営健全化支援資金 (関税対策)

融資条件

貸付限度額

設備資金6,000万円
運転資金8,000万円

金利

原則 年1.4%
一部 年1.3% ※1

貸付期間

設備資金 10年 (据置2年以内)
運転資金 7年 (据置2年以内)

貸付対象者

米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べて8%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる者

信用保証料

0.44%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は1.325%以内)

その他

※1 対象者アのうち、売上高減少率8~15%未満の方：1.4%

対象者アのうち、売上高減少率15%以上の方、または対象者イの方：1.3%

- ・事業者は経営向上計画書（関税による影響）を作成
- ・借換での利用は不可



関税対策制度
融資に関する
詳細ページ